

速度違反大量誤摘発再審無罪事件に関する会長声明

栃木県警察宇都宮東警察署において、平成23年7月頃から平成24年5月頃までの間、レーダー式車両走行速度測定装置の誤測定による取り締まりが行われ、その結果、4000件を超える誤摘発が生じ、多数の市民が起訴及び罰金判決の言い渡し、反則金の納付、行政処分等の多大な不利益を受けるに至った。

個人の基本的な人権を保障しつつ、諸法令等を適正に適用・実現すべき職責を負う警察・検察・裁判所の各機関において、約11か月の長期にわたって誤測定の事実を看過し、前例を見ないほどの膨大な誤摘発事案を生み出したことは、法治国家の根幹をも揺るがしかねない異常な事態と言える。

速度測定にあたり照射角度の設定を正確に行うことは、極めて基本的な注意事項であるが、長期間にわたり誤測定を看過し続けたことに鑑みると、上記各機関のすべての担当者が、その基本を怠り、漫然と事案の処理を続けていたと言え、今回の問題は、測定行為を行った担当警察官の単なる過誤の範疇に留まるものではない。

今回の件からは、警察・検察・裁判所のすべての機関において、誤摘発を生じさせ、さらには、それを看過するような処理、すなわち、いわば流れ作業のごとく速度違反の処理に臨んでいたと考えられるのであり、今回誤摘発とされた4000件を超える事案は、全国的にみると、氷山の一角に過ぎない可能性もある。

再審無罪判決の確定、反則金の還付、行政処分の取消処分等の各是正措置を速やかに遂げることはもちろんであるが、今回の件を契機として、警察・検察・裁判所など速度違反の処理に携わるすべての機関の処理体制自体を抜本的に改めなければ、今後も、本件同様の事案が、他の地域においても続発するおそれがある。

速度測定時・送致時・処分決定時などの各場面において、測定方法の適正の確認を必須とし、また、そのチェック体制を構築・強化するなど、摘発から処分に至るまでのすべての過程について抜本的かつ具体的な再発防止策を講じることが必要不可欠である。

そこで、当会としては、すべての警察・検察・裁判所など速度違反の処理にあたる関係機関に対して、これらの再発防止策を早急に講じることが強く求める次第である。

2013年（平成25年）10月21日

茨城県弁護士会

会長 佐谷道浩